

国外扶養親族に係る扶養控除について

(平成28年税制改正の要点)

● そもそも扶養控除とは・・・

納税者に扶養親族（生計を一にする親族でその所得が一定額以下の者）がある場合、その人数に応じて一定額を所得金額から差し引くこと。

つまり・・・

納税者が親族を養っていると人数に応じて税金が安くなる仕組み。

● 扶養控除は国外在住親族も適用できる

【前提条件】

- ・ 納税者が日本で税金を納めている
- ・ 納税者が国外居住親族に経済的援助（仕送り）を行っている

【日本人の場合（配偶者がフィリピン人）】

3親等以内の姻族（父母・祖父母・兄弟姉妹・甥姪・叔父母など）

【フィリピン人の場合】

6親等以内の血族（父母・祖父母・兄弟姉妹・甥姪・叔父母・いとこ・曾祖父母など）

※ ここからが税制改正の内容

- 税制改正により、所得税法等の一部改正。（本文、国税庁のHPより）

給与等又は公的年金等の源泉徴収及び給与等の年末調整において、国外居住親族に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける居住者は、その国外居住親族に係る「親族関係書類」や「送金関係書類」（これらの書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）を源泉徴収義務者に提出し、又は提示しなければならぬこととされました。

つまり、国外居住親族を適用するには・・・

「親族関係書類」と「送金関係書類」の提出が必要となります。

● 親族関係書類とは・・・

扶養親族の居住地・納税者との血縁関係を証明する書類

- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名・生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り。）

(例) 戸籍謄本・出生証明書・婚姻証明書・パスポートの写し

● 送金関係書類とは・・・

金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類

クレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその居住者から受領した、又は受領することとなることを明らかにする書類

(例) 外国送金依頼書・送金証明書・クレジットカードの利用明細書

● 海外送金における重要なこと

国外居住親族が複数いる場合、送金関係書類は、扶養控除等を適用する国外居住親族の各人ごとに必要となります。

つまり・・・

納税者が扶養控除を適用する国外居住親族が5名いる場合、**5名全員に送金する**必要があります。

- ※ **代表者1名に送金**している場合は、**その1名しか扶養者**として認められない
- ※ 口座名義上での受領者のみを、扶養親族として認める
- ※ 渡航した際の扶養費を**手渡し**・荷物に同梱し現地へ国際郵便は**認められない**

● 今までとの違い

別紙をご覧ください

● 例えば・・・

・ フィリピン人（会社で5年勤務） / 年収約3,000,000円

送金額 年間500,000円

扶養親族4名（母・父・兄・妹） / 送金の受取人は母1人

【今まで】

年収3,000,000円 - 扶養控除（4名）1,520,000円 = 減税/還付額 約60,000円

還付申請は、最大5年まで遡ることが可能 = 60,000円 × 5年 = 約300,000円

【平成28年以降】

年収3,000,000円 - 扶養控除（1名のみ）380,000円 = 減税/還付額 約17,000円

還付申請は、最大5年まで遡ることが可能 = 17,000円 × 5年 = 約85,000円

◆ 所得税だけで約215,000円の差

◆ さらに住民税（市・県民税）も対象になる為、5年間の合計で500,000円以上の差

※ 上記の金額は、概算です。

● マイナンバーについて

・ マイナンバーとは国民一人ひとりが持つ12桁の番号

・ 平成28年1月から利用開始

今後、金融機関を利用して送金する場合には、マイナンバーの提示が必要です。

また、国外居住扶養控除の適用において、会社の年末調整・確定申告の際にも提示が必要です。

● まとめ

① 国外居住親族が納税者と親族関係であること証明する『親族関係書類』が必要

② 納税者本人が国外居住扶養親族全員に金融機関（銀行・送金会社）を利用して送金（仕送り） + 『送金関係書類』の提出

(株)パシフィック・ギャランティ 作成